

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問

◆待機期間等について

Q 1	陽性者（感染者）の自宅待機期間は何日間ですか。
A 1	<p>【無症状の場合】 検体を採取した日を0日目として、検体採取日から7日間です。8日目から登園〔出勤〕可能です。ただし、10日目までは検温など自身による健康状態の確認、マスクの着用などの感染対策を行ってください。</p> <p>自宅待機期間中に症状の発生や心配事がある場合は、 「堺市新型コロナウイルス感染症陽性者専用ダイヤル」に連絡してください。 TEL：072-228-7540 毎日：午前9時から午後5時30分（土・日・祝含む） ※上記時間外の連絡先 TEL：072-233-2800</p> <p>【有症状の場合】 発症日を0日目として、発症初日から10日間経過かつ症状軽快後72時間経過していれば、11日目から登園〔出勤〕可能です。（※症状がある場合は不可）</p> <p>症状の急激な悪化や心配事がある場合は、上記「堺市新型コロナウイルス感染症陽性者専用ダイヤル」に連絡してください。</p> <p>また、夜間・休日に体調が悪化し、健康相談されたい場合や医療機関の紹介を希望する場合は、 「自宅待機者等24時間緊急サポートセンター（自宅待機SOS）」に連絡してください。 TEL：0570-055221 全日24時間受付</p>

Q 2	濃厚接触者の自宅待機期間は何日間ですか。
A 2	<p>【感染者（陽性者）と隔離できる（感染対策をする）場合】 無症状であれば、隔離（感染対策）を始めた日（＝最終接触日）を0日目として、最終接触日から7日間です。</p> <p>自宅待機期間中に症状が出た場合は、かかりつけ医や感染者（陽性者）の検査を行った医療機関にご相談ください。受診の際は、必ず事前に医療機関へ電話で予約をしてください。</p> <p>また、医療機関が見つからない場合等は、堺市新型コロナ受診相談センター（TEL：072-228-0239）へお問合せください。</p> <p>【感染者（陽性者）と隔離できない（感染対策ができない）場合】 無症状であれば、感染者（陽性者）の自宅療養最終日（＝最終接触日）を0日目として、最終接触日から7日間です。</p> <p>※参考 ～ 「隔離」とはどのような状況か ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○堺市ホームページ掲載のパンフレット 「新型コロナウイルス感染症の患者さんと接触された方などへ」 ○厚生労働省ホームページ：「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html をご参照ください。

	<p>【社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の場合】</p> <p>無症状であれば、感染者（陽性者）との最終接触日から4日目と5日目に抗原定性検査を行い、事業者（施設）が陰性確認後、5日目から自宅待機の解除が可能です。</p> <p>当該確認検査で陽性になった場合は、事業者（施設）から当該職員に対し、医療機関の受診を促し、当該医療機関の診断結果の報告をしてもらってください。診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、事業者（施設）から保健所への連絡は不要です。</p>
--	--

Q 3	社会機能維持者の抗原定性検査は、薬局等で市販されている検査キットでも大丈夫ですか。
A 3	<p>抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」の①から⑤の対応を行ってください。また、事業者（施設）が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出してください。</p> <p>なお、確認書は、必要に応じて幼保運営課に提出できるよう、事業者（施設）で適切に保管してください。</p>

Q 4	自身が感染者（陽性者）となり、7日間経過した後、同居の家族が感染者（陽性者）となりました。待機期間はようになりますか。
A 4	<p>自身が感染者（陽性者）となってから概ね1～2週間以内に同居の家族が感染者（陽性者）となった場合には、自身の待機期間を延長する必要はありません。</p> <p>ただし、一定期間経過後に同居の家族が感染者（陽性者）となった場合は、堺市保健所にご相談ください。</p>

◆保健所の調査に関すること

Q 5	医療機関で陽性との診断を受けました。保健所からの連絡はありますか。
A 5	<p>堺市保健所では、65歳以上や妊婦・基礎疾患のある方等重症化リスクの高い方を優先に連絡しており、それ以外の方には順次連絡が入ります。</p> <p>また、保健所からの連絡の際、感染者（陽性者）と接触した方を濃厚接触者として特定することや検査は行いません。</p>

◆登園〔出勤〕の可否等に関すること

Q 6	発熱症状がみられたため医療機関を受診しましたが、検査をしてくれません。いつまで休む必要がありますか。
A 6	<p>受診先の医療機関で医師に確認してください。その際、登園〔勤務〕している施設や家族の新型コロナウイルス感染症の発生状況等について、情報提供してください。検査の有無に関わらず、医師から「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、少なくとも発症日から10日間は登園〔出勤〕することはできません。</p> <p>また、発熱症状があっても医療機関を受診せず、自身で抗原検査を実施して陰性だった場合も、登園〔出勤〕できるとは限りません。登園〔勤務〕先や同居の家族、周辺施設等の感染状況をふまえ、できるだけ自宅待機するようにし、少なくとも症状がおさまってから24時間経過してから登園〔出勤〕してください。</p>